

公募關係資料一式

目 次

1. 令和3年度 大学教育再生戦略推進費 知識集約型社会を支える人材育成事業
メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」公募要領..... 1
2. 令和3年度 大学教育再生戦略推進費 知識集約型社会を支える人材育成事業
メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」審査要項..... 22
3. 令和3年度大学教育再生戦略推進費 「知識集約型社会を支える人材育成事業」
計画調書..... 28
4. 令和3年度大学教育再生戦略推進費 「知識集約型社会を支える人材育成事業」
メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」申請書等の作成に当たって..... 49
5. 令和3年度大学教育再生戦略推進費 知識集約型社会を支える人材育成事業
メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」Q&A..... 58
6. 知識集約型社会を支える人材育成事業 事業概要..... 73

令和3年度 大学教育再生戦略推進費
知識集約型社会を支える人材育成事業
メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」
公募要領

令和3年4月14日

文部科学省

目 次

1. 目的・問題意識..... 1	(1) 実施体制.....9
(1) 目的..... 1	(2) 評価等.....10
(2) 問題意識..... 1	(3) 成果の発信・普及.....10
2. 事業について..... 2	7. 申請書等の提出.....10
(1) 申請対象..... 2	(1) 提出方法.....10
(2) 選定件数..... 4	(2) 留意事項.....11
(3) 補助期間..... 4	8. 補助金の交付等.....11
(4) 事業規模..... 4	(1) 補助金の交付.....11
3. 申請資格・要件等..... 5	(2) 補助金の執行に関する留意事項..11
(1) 申請者等..... 5	(3) 補助金における不正等への対応..12
(2) 申請資格..... 5	9. その他.....13
(3) 申請要件..... 7	(1) 学生等の安全確保.....13
4. 申請書の作成..... 8	(2) プログラム情報の公表等.....13
(1) 申請書等..... 8	10. 問合せ先等.....13
(2) 指標の設定..... 8	(1) 問合せ先.....13
(3) 資金計画..... 8	(2) スケジュール.....14
(4) その他..... 9	(別添1：事業一覧).....15
5. 選定方法等..... 9	(別添2：申請制限対象事業).....16
(1) 審査手順..... 9	(別添3：経費の使途可能範囲).....17
(2) 委員会による意見..... 9	
6. 事業の実施と評価等..... 9	

令和3年度 大学教育再生戦略推進費¹
知識集約型社会を支える人材育成事業
メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」
公募要領

1. 目的・問題意識

(1) 目的

「知識集約型社会を支える人材育成事業」(以下、「本事業」という。)は、Society5.0時代等に向け、全学横断的な改善の循環を生み出すシステム(全学的な教学マネジメントの確立、管理運営体制の強化や社会とのインタラクションの強化等)の学内における形成を実現しつつ、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する幅広い教養と深い専門性を両立した人材を育成することを目的とした事業です。

令和3年度に新設する「インテンシブ教育プログラム」は、令和2年1月に策定された「教学マネジメント指針」(令和2年1月中央教育審議会)において指摘された、精選された授業科目を週複数日実施し、密度の濃い学修を各学期で実現することを目的としています。そして、本事業で確立する先進的なモデルを全国に普及させ、我が国の大学教育改革を展開していくことを目指します。

(2) 問題意識

第4次産業革命とも言われる、AI、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられることで、日本の強みとリソースを最大限活用して、誰もが活躍でき、様々な社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな経済社会システムであるSociety5.0(超スマート社会)の実現に向けた取組が加速しています。また、同時に、資源や物ではなく、知識を共有、集約することで、様々な社会課題を解決し、新たな価値が生み出される社会である知識集約型社会の到来が予想されています。

そうした今後我が国が迎える社会構造の変化の中で、大学教育での学びはますます重要となってきており、高等教育機関は学生に対して「何を学び、身に付けることができたのか」を学生が明示できるよう学生の着実な成長を支える教育環境の提供とその学修履歴を把握・可視化し、学生が社会に対し、獲得した知識・技能を説

¹ 「大学教育再生戦略推進費」(以下「再推費」という。)とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

明できるようにするといった「学修者本位の教育」への転換が必要となります。また、15週に渡る授業の実施に拘泥しすぎることは、教育課程を硬直化させ、目まぐるしく変化する社会の要請に大学教育が対応することを困難とさせます。学修者本位の教育への転換を実現するには、卒業要件・学位授与の方針を満たすための、短期集中で授業科目を実施する密度の濃いカリキュラムへの転換、及び学生が身に付けた知識・能力を社会に対し説明し納得が得られるよう、体系的な学修データを提供する必要があります。

現状、多くの大学のカリキュラムでは、同時に履修する授業科目が過多であることにより学生が授業内外の学修に集中できない状況にあり、各大学の「卒業要件・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難な状況にあると思われる。これは同時に学生が個々の授業科目に対する学修意欲を保ち、集中して学修をする上でも課題となるものと考えられます。

また、学期制度の見直しを進めてきた大学にあっても、その改革が意図したとおりに進んでいないという指摘も多くあります。さらには、既存の授業科目の見直しをせずに、新たなニーズへの対応に迫られて新規科目を開講することで、結果として大学全体の開講科目数が過多となり、教員が過度に負担を強いられるという指摘も見られるところです。

本事業では、こうした状況の改善のため、学生にとって真に必要な授業科目を精選するとともに、同時に履修する授業科目についても大胆に絞り込むことを企図しています。これに加えて、一定の期間内に授業科目を週複数日実施することにより、学生が学修する内容をより定着できるようにすることを想定しています。その際、本事業が、四学期制や密度の濃い学修の実現に資する先進的なモデルとしての取組とするためには、学生の学びにどのような教育効果をもたらしたのかなどを測定いただく必要があります。また、授業科目の削減や、授業実施期間を集中させることにより、大学の資源を効率的に再配分することが可能となり、社会のニーズを踏まえ、現代的課題に即した教育プログラム等の構築なども可能となると考えています。さらには、学生の留学の促進や、教員のサバティカルの取得を促すことにつながることを期待されます。

こうした取組を進め大学教育システムを転換していくことにより、真の意味での学修者本位の教育の実現を目指していくことが求められます。

2. 事業について

(1) 申請対象

[事業の内容]

上記の目的・背景を踏まえ、以下に示す取組を対象とします。なお、本事業は、我が国の大学教育改革を牽引する事業として、各大学において検討される各大学の特色・強みを活かした独自の構想づくりに期待しており、本事業の目的等を踏まえ、

それぞれの自由な発想を活かした提案が求められます。

インテンシブ教育プログラムにおいて求める取組

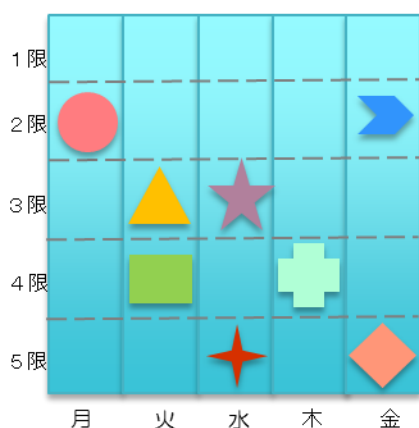
各学期で精選された授業科目を週複数日実施することで、密度の濃い教育課程を実現するための教育システム改革を行う、学士課程での取組を対象とします。

○ 以下①～⑥に掲げる事項について、各大学の強みと特色を活かして取り組む構想であること。

- ① 学位プログラムレベルで、四学期制を導入し、原則、授業科目が1学期間で完結するようなカリキュラムとすること（本事業の成果を踏まえた四学期制の全学的導入に向けた計画を策定すること。）。
- ② 各大学の卒業認定・学位授与の方針と照らし、真に必要な授業科目を精選すること。その際、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング等を活用し、効果的な教育課程を編成すること。
- ③ 法令上定められている1単位あたりの学修時間を前提に、授業科目の週複数日実施等、学修の密度を高める取組を実施すること。精選し、週複数日実施する授業科目の単位数は、2単位にとどめることなく、知識・技能を一定のレベルで確実に習得するために必要な単位数と学修時間を確保すること。
- ④ 各学期に配置する授業科目は相互に関連性を持つものになるよう、カリキュラムを編成すること。
- ⑤ 本事業を実施したことによるカリキュラム変更前後の教育効果を客観的なデータで示すこと。
- ⑥ 当該プログラムのカリキュラム上の特定の学期において、現代的課題をテーマに学修を実施すること。その際、地域や産業界等と連携・協力の上で、社会のニーズに沿うテーマ設定を行うこと。

<イメージ図>

【現状】長期間の広く浅い学修（15週間）

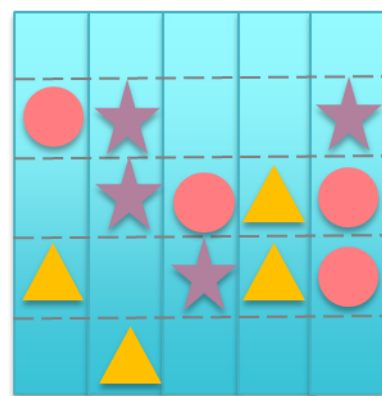


1科目＝「週1コマ×90分×15週」というカリキュラム編成を打破



1週間で10科目をバラバラ履修するのではなく、1週間に2～3科目を集中的に履修

【改革後】短期集中の深い学修（8週間）



- 本事業の実施に必要な教学マネジメントや管理運営の確立のために必要な体制を整備すること。より公正な成績評価を実施するためのルーブリックや、学修成果を把握・可視化するための学修ポートフォリオの導入、学修成果の把握・可視化及び情報公表を徹底するための教学 IR 機能の充実や、収集したデータを活用した FD・SD 活動等、「教学マネジメント指針」で示されるような効果が見込まれる教育システムを積極的に活用すること。
- 補助期間終了後に、本事業プログラムの質が下がることがないように計画的な資金計画を作成すること。

(2) 選定件数

メニューⅢ：3 件程度

(3) 補助期間

最大 4 年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。

(4) 事業規模

補助金基準額：50,000 千円（初年度・年間）

- ① 本事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 本事業計画の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、 unnecessary 経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、本事業における補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の 2/3 に、最終年度は当初配分額の 1/3 に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 事業対象

学士課程を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者，申請者は学長とし，本事業への申請は，文部科学大臣宛てに行うこととします。

③ 申請単位

申請単位は，学位プログラムとします。1大学について1件の申請を認めます。ただし，1件の申請につき，複数の学位プログラムを含む構想とすることも可能です。

④ 事業責任者

本事業プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに，責任を持つ事業責任者を選任してください。なお，事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教職員とします。

(2) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は，本事業に申請できません。

(組織運営関係)

i) 学生募集停止中の大学

ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果，「不適合」の判定を受けている大学

iii) 次に掲げる表において，上段のいずれかの区分の令和3年度のものを含む直近の修業年限期間中，連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)
収容定員 充足率	70%

iv) 「私立大学等経常費補助金」において，定員の充足状況に係る基準以外の事由により，前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学

v) 再推費におけるプログラムのうち令和2年度実施の事後評価において，「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）

- vi) 再推費におけるプログラムのうち令和2年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」（平成29年度まで）または「指摘事項（法令違反）」（平成30年度から）が付されている大学
- viii) 大学, 大学院, 短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の入学定員超過率（設置する学部の入学者数の和／設置する学部の入学定員の和）が、下記の表1に掲げる平成30年度から令和3年度の平均入学定員超過率又は令和3年度の入学定員超過率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- x) 設置する学部のうち、下記次の表1に掲げる平成30年度から令和3年度の平均入学定員超過率又は令和3年度の入学定員超過率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

(表1)

区分	大学				短期大学
	4,000人以上			4,000人未満	
大学規模 (收容定員)					
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満		
平成30年度 ～令和3年度 平均入学定員 超過率	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満
令和3年度 入学定員 超過率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満	1.15倍 未満

※ 大学規模（收容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える

※ 「令和3年度大学入学者選抜実施要項」第14(2)①に記載する、追

試験等の設定や追加の受験料を徴収せずに別日程への振替（以下「追試験等」という。）を行った場合には、令和3年度の入学者のうち追試験等に合格し入学した者については、本表の入学定員超過率の算定における入学者数には含めない。

（3）申請要件

本事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学において達成しているか、令和6年3月までに確実に達成することが申請の要件となります。

※ i については専攻科，別科，研究所，センター等を，ii～viについては大学院，専攻科，別科，研究所，センター等を除く。

なお、申請要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

（教育改革関係）

- i) ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに，それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され，かつその内容として科目の到達目標，授業形態，事前・事後学修の内容，成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP 制²の採用など，全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は，その上限が適切に設定されていること。）。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として，教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。）。
- v) 成績評価において，GPA 制度³などの客観的な指標を設け，個別の学修指導などに活用していること。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定，2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区

² 単位の過剰登録を防ぐため，1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

³ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し，その平均を算出して評価を行う制度。

分ごとの募集人員等の明記等)を遵守していること。

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」(平成29年度まで)または「指摘事項(是正)」(平成30年度から)が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

『令和3年度大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」申請書等の作成に当たって』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 指標の設定

事業計画の策定に当たっては、検証可能かつ明確な指標を設定した上で、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。また、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、適切な成果指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、本事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。本事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、本事業における補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にしてください。
- ③ 選定された事業計画が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本事業における取組を、具体的かつ明確に記載してください。また、本事業による取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

本事業の選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する「知識集約型社会を支える人材育成事業委員会」（以下、「委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となった事業計画を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定事業計画を決定します。具体的な審査方法等については、『令和3年度「知識集約型社会を支える人材育成事業」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は令和3年9月頃に行う予定です。面接対象となった大学には、委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は令和3年9月頃に行う予定です。

(2) 委員会による意見

事業の選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

(1) 実施体制

- ① 全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとし、そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業計画全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとし、
- ② 事業計画の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観

的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

<評価及びフォローアップ>

- ① 本事業については、委員会によるフォローアップ活動、事後評価を実施する予定です。
- ② 事後評価は補助期間終了後の令和7年度に実施する予定です。
- ③ 事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
- ④ フォローアップ活動においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、事後評価の対象となります。
- ⑤ 事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表してください。事業の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

『令和3年度大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」申請書等の作成に当たって』に定められた申請書等を、独立行政法人日本学術振興会に提出してください。

その際、① 令和3年5月31日(月)10時～令和3年6月4日(金)17時の間に、申請書等のアップロードを希望する旨の申請を行い、② 令和3年6月14日(月)10時～令和3年6月18日(金)17時の提出期間内に申請書等のアップロードを行ってください。作業は時間に余裕をもって行い、提出期間内に必ず全ての申請書等のアップロードを終えるようにしてください。なお、郵送・持参・FAXによる提出は受け付けませんが、アップロードによる提出が困難な場合には、10. 問合せ先等に示す《申請書等、審査・評価に関する問合せ先》に相談してください。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 選定された事業計画については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ④ 事業計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ホームページ (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。
- ⑤ 申請に関する問合せ等については、公募説明会時に受けた質問と合わせ、ホームページ等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続等にかかる質問等は除く。）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定された事業計画において、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 毎年度、「大学改革推進等補助金交付要綱」（平成17年4月1日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、事業の実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

- ① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ プログラムに選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講ずることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募する事業選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費の事業を選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

事業選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本事業申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(2) プログラム情報の公表等

募集締切後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、事業の概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における教育改革を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の Society5.0 時代等に向けた人材育成の推進など積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

《公募要領その他の問合せ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-3-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室

学務係「知識集約型社会を支える人材育成事業メニューⅢ担当」

電話：03-5253-4111（内線3334）

Mail：gakumu@mext.go.jp

《申請書等，審査・評価に関する問合せ先》

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課
(知識集約型社会を支える人材育成事業委員会事務局)

電話：03-3263-1757

Mail：chishikishuyaku-jsps@jsps.go.jp

(2) スケジュール

公募説明会	令和3年4月27日(火)
公募締切	令和3年6月14日(月)10時～6月18日(金)17時
面接審査	令和3年9月頃
選定結果通知	令和3年9月頃
交付内定 (事業開始)	令和3年9月頃(予定)

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
— 大学教育再生戦略推進費 —

令和 3 年度予算額 128 億円

■ 世界をリードする教育拠点の形成	
○ 卓越大学院プログラム	60 億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 知識集約型社会を支える人材育成事業	5 億円
○ Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業	3 億円
○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業	2 億円
○ 持続的な産学共同人材育成システム構築事業	3 億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ スーパーグローバル大学創成支援事業	33 億円
○ 大学の世界展開力強化事業	10 億円
－ 日-EU 戦略的高等教育連携支援	(2 億円)
－ COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援	(2 億円)
－ ロシア、インド等との大学間交流形成支援	(2 億円)
－ アフリカ諸国との大学間交流形成支援	(1 億円)
－ アジア高等教育共同体 (仮称) 形成促進	(3 億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ 先進的医療イノベーション人材養成事業	8 億円
－ 保健医療分野における AI 研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト	(2 億円)
－ 医療データ人材育成拠点形成事業	(2 億円)
－ 多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材 (がんプロフェッショナル)」養成プラン	(5 億円)
○ 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	3 億円
－ 課題解決型高度医療人材養成プログラム	(3 億円)
－ 基礎研究医養成活性化プログラム	(1 億円)

※補助金事業のみ記載しており、また、億円単位未満は四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 2 年度に実施した事後評価の結果により、令和 3 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 26 年度 ～28 年度	大学教育再生加速プログラム (AP)
平成 27 年度	地 (知) の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)
平成 27 年度	大学の世界展開力強化事業 (中南米等との大学間交流形成支援)

- 令和 2 年度に実施した中間評価の結果により、令和 3 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 26 年度	スーパーグローバル大学創成支援事業
平成 30 年度	大学の世界展開力事業 (COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援)
平成 30 年度	Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (未来価値創造人材育成プログラム (a)超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト)
平成 30 年度	医療データ人材育成拠点形成事業
平成 30 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム (テーマ①: 精神関連領域、テーマ②: 医療チームによる災害支援領域)

(別添3：経費の使途可能範囲)

本事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

事業を遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

事業を遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、事業において実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

事業を遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等

について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、日本人学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

事業を遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

事業を遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として事業で購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

事業を遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

事業を遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

事業を遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

事業を遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。

なお、本事業に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。委託費について、事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。

**令和3年度大学教育再生戦略推進費
知識集約型社会を支える人材育成事業
メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」
審査要項**

令和3年度知識集約型社会を支える人材育成事業メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」における審査は、この審査要項により行うものとする。

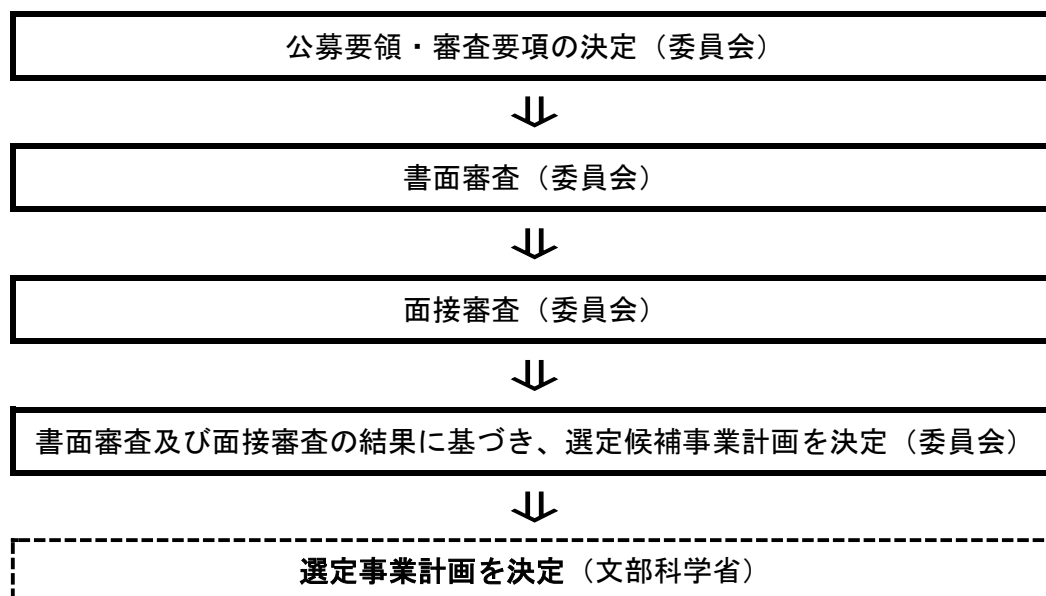
I. 審査方法

1. 審査体制

審査に当たっては、外部有識者・専門家からなる「知識集約型社会を支える人材育成事業委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 審査方法

- (1) 委員会による書面審査を実施する。
- (2) 書面審査の結果を基に面接審査対象の事業計画を決定する（件数は選定予定件数の1.5～2倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。）。
- (3) 委員会は、事業計画の目標の妥当性や実現可能性等を確認することを目的として、面接審査を実施する。
- (4) 委員会は、書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、選定候補事業計画を決定する。
- (5) 文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定大学を決定する。



Ⅱ. 審査方針

評価項目、確認項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

1. 評価項目

(1) 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤

- ◆ 各大学における教育改革の現状と課題が十分に把握・分析されるとともに、本事業における計画がその解決につながるものとして、大学全体の改革の一環に位置付けられているか。【**大学全体の改革における位置付け**】
- ◆ 申請の基礎となる教育改革の取組は十分なものであるか。【**教育改革の実績**】
- ◆ 今後も上記改革を継続して推進する計画であるか。【**今後の教育改革の計画**】
- ◆ 事業計画の実現に向けて、学内の組織的な実施体制が明確になっているか(学長を中心とした体制の整備、FD・SDの実施体制の整備、学内への周知徹底を含む。)。【**明確な実施体制**】
- ◆ 客観的データに基づいた把握・分析を行い、事業計画の改善や見直しを行うPDCAサイクルが構築されるものとなっているか。【**適切な評価の実施とPDCAサイクル**】

(2) 達成目標と事業計画の具体的な内容

<全体像と達成目標>

- ◆ 定量的、定性的な目標は妥当かつ意欲的な内容であるか。【**達成目標の妥当性**】
- ◆ 目標の達成に向けた課題が十分に把握・分析され、その課題解決に向けた必要な取組が盛り込まれているか。【**取組の必要十分性**】
- ◆ 各大学における従前の取組を超えた新たな取組が盛り込まれているか。【**事業計画の新規性**】
- ◆ 事業計画は、達成目標、これまでの教育改革の取組及び今後の方針に照らして妥当なものであるか。【**事業計画の妥当性**】
- ◆ 目標及び事業計画が申請大学の現状に鑑みて実現可能なものであるか。【**事業計画の実現性**】

<事業計画の具体的な内容>

- ◆ 以下の項目に関する取組内容が、公募要領の背景・目的に照らして適切なものとなっているか。【**事業計画の具体的な内容**】

※斜体点線部分は例示

① 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- 学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能するように、「卒業認定・学位授与の方針」が設定されているか。
- 学内のアセスメントプラン等に従い、学修成果や教育成果を、定量的または定性的な根拠に基づき評価することができるものとなっているか。

② 授業科目・教育課程の編成・実施

- 学位プログラムレベルで、四学期制を導入し、授業科目が1学期間で完結するようなカリキュラムとなっているか。
- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するための授業科目・教育課程の編成・実施にあたり、学部長等を中心に各教職員や専門的なスタッフを含む体制を整え組織的に行われるものとなっているか。
- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成するための教育課程の編成にあたり、個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容の検証が適切に行われるものとなっているか。また、「卒業認定・学位授与の方針」と照らし、真に必要な授業科目を精選することができているか。
- 密度の濃い学修を実践するために、授業科目の単位数を2単位にとどめることなく、知識・技能を一定のレベルで確実に習得するために必要な単位数と学修時間の確保がなされているか。
- 各学期に配置する授業科目が相互に関連性を持つものになるよう、カリキュラムを編成しているか。
- 特定の学期において、社会のニーズを踏まえた現代的課題をテーマにした学修を実施するものとなっているか。

③ 学修成果・教育成果の把握・可視化

- 各授業科目の達成目標について、例えば、ルーブリック等を用いてその具体的な達成水準を事前に明らかにするなど、厳格な成績評価の実施や学生の学修意欲の向上が図られる仕組が構築されるものであるか。
- 成績評価を通じて、各授業科目の達成目標を達成できるような工夫がなされているか。
- 学修成果、教育成果のそれぞれについて、どのような情報をエビデンスとして取り扱い、どう組み合わせるのが明確になっているか。

④ 学修成果や教育成果、教育の質に関する情報の公表

- あらかじめ必要な手順を定めるなど、適切な体制を整えたうえで、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報や、その学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報等について収集し積極的に公表されるものであるか。

(3) 事業計画の適切性

- ◆ 各年度の計画は妥当かつ具体的なものであるか。【年度計画の具体性】
- ◆ 各年度の計画は、補助期間終了時の達成目標に照らして適切なものであるか。【年度計画の妥当性】
- ◆ 学内体制、専門人材の配置や学外との連携体制、FD・SDの実施等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【体制

的な事業計画の継続性】

- ◆ 資金計画の面から、補助期間内を通じて、取組の水準と規模を維持しつつ事業計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【資金的な事業計画の継続性】

(4) 事業成果の先進性と普及

- ◆ 事業成果は、当該大学のみならず、我が国の高等教育全体にとっても先進性を有するものであるか。【先進性】
- ◆ 目標が達成されることが、費用対効果を勘案し、我が国の高等教育全体にとって有意義なものか。【費用対効果】
- ◆ 先駆的なモデルとなり、取組を波及させる手法及び計画が見込まれるものであるか（導入する上での課題とその対応方法の整理など）。【波及効果】

(5) 各経費の明細

- ◆ 申請経費の内容は明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【経費の事業内容との関係性・整合性】
- ◆ 過大な積算となっていないか。【積算の妥当性】

(6) 他の公的資金との重複状況

- ◆ 他の公的資金との重複はないか。【他の公的資金との重複】

2. 確認項目

本事業における取組の全学的な波及に向け、補助期間内から補助期間終了後まで含めた具体的な計画及び工程が策定されているか確認する。

3. 審査基準

(1) 書面審査

- ① 書面審査は、上記評価項目（評価項目「(6) 他の公的資金との重複状況」は除く。）ごとに表1の区分により判断することとする。

(表1) 書面審査における評価区分

区分	評価
a (5点)	非常に優れている
b (4点)	優れている
c (3点)	妥当である
d (2点)	やや不十分である
e (1点)	不十分である

- ② 評価項目ごとの評価の取扱いは、表2のとおり、それぞれの重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評価に重み付けをすることとする。
- ③ 各評価項目に付す評価 (a ~ e) の配分については、委員会においてその割合の

目安を決定することとする。

- ④ 書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。
- ⑤ 特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。
- ⑥ 書面審査順位に基づき面接審査対象を選出する際、同点等の状況により選定の判断が困難な事案が生じた場合は、P4「2. 確認項目」の内容を踏まえ、総合的に判断を行うこととする。

(表2) 書面審査における評価の取扱い

評価項目	係数	a	b	c	d	e
		(5点)	(4点)	(3点)	(2点)	(1点)
1. 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤	4.0	20	16	12	8	4
2. 達成目標と事業計画の具体的な内容	10.0	50	40	30	20	10
3. 事業計画の適切性	3.0	15	12	9	6	3
4. 事業成果の先進性と普及	2.0	10	8	6	4	2
5. 各経費の明細	1.0	5	4	3	2	1

【100点満点】

(2) 面接審査

面接審査は、書面審査の結果も参考にした上で、事業計画全体について表3の区分により判断することとする。その際、同点等の状況により選定の判断が困難な事案が生じた場合は、P4「2. 確認項目」の内容を踏まえ、総合的に判断を行うこととする。

(表3) 面接審査における評価区分

区分	評価
○	選定すべきである
×	選定すべきでない

なお、面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

Ⅲ. その他

1. 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。
- ② 選定された事業計画は、独立行政法人日本学術振興会ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員氏名について

委員会の委員の氏名は、事業計画選定後、公表することとする。

2. 利害関係者の排除

申請に関係する委員は、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ 申請書等において何らかの形で委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員は上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（面接審査を含む。）を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらないこととする。

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員会において取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業計画の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。
- (4) 委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務局にその旨を申し出ること。

令和3年度大学教育再生戦略推進費 「知識集約型社会を支える人材育成事業」 計画調書

[基本情報]

(採択時公表。ただし、項目14については非公表)

1. 大学名	※機関番号が入力されると、自動的に大学名が表示されます。							
2. 機関番号								
3. 事業者 (大学の設置者)	ふりがな (氏名)		(職名)					
4. 申請者 (大学の学長)	ふりがな (氏名)		(職名)					
5. 事業計画責任者	ふりがな (氏名)		(所属・職名)					
6. メニュー	メニューⅢ インテンシブ教育プログラム							
	事業計画名							
7. 取組学部等名【授与する学位】 ・受入学生数(1学年あたり、事業最終年度)	<p style="color: red;">■取組学部等名【授与する学位】 ○○学部○○学科【学士(○○学)】、○○学科【学士(○○学)】</p> <p style="color: red;">■受入学生数(1学年あたり、事業最終年度) ○名</p>							
8. 事業計画のポイント(400字以内)								
9. 学生・教職員数	学生数				教職員数(R3.5.1)			
		入学定員 (令和3年度)	全学生数 (R3.5.1)	収容定員 (令和3年度)	定員充足率 (R3.5.1)	教員数	職員数	合計
	学部	人	人	人				
	大学院	人	人	人		人	人	人
	合計	人	人	人				
10. 大学が設置する全ての学部等名								
11. 連携先機関名(他の大学、民間企業等と連携した取組の場合の機関名)								
12. 学校教育法施行規則第172条の2第1項において「公表するものとする」とされた教育研究活動の状況について、公表しているHPのURL								

(大学名: ※機関番号が入力されると、自動的に大学名が表示されます。)

(事業計画名: ※事業計画名を入力すると、自動的に表示されます。)

13. 事業計画経費(単位:千円) ※千円未満は切り捨て					
年度(令和)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
事業規模					
内訳	補助金申請額	・各年度の金額は、様式4と一致させてください。			
	大学負担額				

※1. 文部科学省や他省庁が実施する他の補助金は「大学負担額」に計上しないこと。

※2. 国立大学における運営費交付金、公立大学における運営費交付金等、私立大学の私立大学経常費補助金等は「大学負担額」に計上しないこと。

14. 事業計画における事務総括者部課の連絡先 ※選定結果の通知、ヒアリング等の事務連絡先となります。			
部課名	所在地		
責任者	ふりがな 氏名		所属・職名
担当者	ふりがな 氏名		所属・職名
	電話番号		緊急連絡先
	e-mail(主)		e-mail(副)

※原則として、当該機関事務局の担当部課とし、責任者は課長相当職、担当者は係長相当職とします。

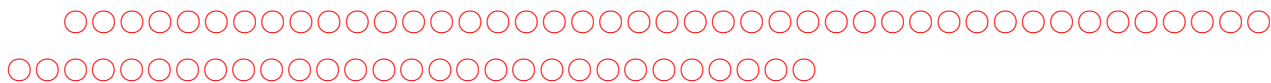
e-mail(主)については、できる限り係や課などで共有できるグループメールとし、必ず(副)にも別のアドレスを記入してください。

(大学名:※機関番号が入力されると、自動的に大学名が表示されます。)

(事業計画名:※事業計画名を入力すると、自動的に表示されます。)

(2) 事業計画実施体制 (3 ページ以内)

本事業計画を実施するための学内の実施体制について、事務体制及び評価体制も含めて記入してください (学長のリーダーシップの下、事業計画の実現に必要な人材配置や予算配分の考え方、更には当該資源を確保するための体制等について記入してください。学部等で実施する場合は、今回の事業計画がどのように全学の改革に関わっているのか明らかとなるように記入してください)。FD・SD の実施体制、内容についても必ず記入してください。



・まず全学的な教学マネジメント体制を説明した上で、評価体制を含めた実施体制図を用いて、本事業に係る学内の実施体制を説明してください。

(大学名 :)
(事業計画名 :)

6. 調書の概要資料【8ページ以内】

審査要項にある評価項目も踏まえた取組内容を具体的に記載した上で、調書の概要として「特にアピールしたい点」の資料を添付してください。その際、必ず調書の該当ページを示してください。なお、調書に記載のない内容を本項において新たに盛り込んでも、審査の対象とはなりません。

- ・ 本ページは含めず、8ページ以内で作成してください。
- ・ 画像データを添付する場合は、鮮明に見える範囲で画像を添付してください。

(大学名：)
(事業計画名：)

補助期間における各経費の明細 【年度ごとに1ページ】					
					(単位：千円)
補助金申請ができる経費は、事業計画の遂行に必要な経費に限定されます（公募要領参照）。					記載例：教材印刷費 ○○○千円 ○○部×@○○○円 :謝金 ○○○千円 ○○人×@○○○円
<令和3年度>	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
[物品費]					
①設備備品費					
.					
.					
②消耗品費					
.					
.					
[人件費・謝金]					
①人件費					
.					
.					
②謝金					
.					
.					
[旅費]					
.					
.					
.					
.					
.					
.					
[その他]					
①外注費					
.					
.					
②印刷製本費					
.					
.					
③会議費					
.					
.					
④通信運搬費					
.					
.					
⑤光熱水料					
.					
.					
⑥その他（諸経費）					
.					
.					
.					
令和3年度		合計			

大学名及び事業計画名を記入してください。

(大学名：)
 (事業計画名：)

(前ページの続き)

＜令和4年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
[物品費]					
①設備備品費					
・					
・					
②消耗品費					
・					
・					
[人件費・謝金]					
①人件費					
・					
・					
②謝金					
・					
・					
[旅費]					
・					
・					
・					
・					
・					
[その他]					
①外注費					
・					
・					
②印刷製本費					
・					
・					
③会議費					
・					
・					
④通信運搬費					
・					
・					
⑤光熱水料					
・					
・					
⑥その他（諸経費）					
・					
・					
・					
令和4年度	合計				

(大学名：)
 (事業計画名：)

(前ページの続き)

＜令和5年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
[物品費]					
①設備備品費					
・					
・					
②消耗品費					
・					
・					
[人件費・謝金]					
①人件費					
・					
・					
②謝金					
・					
・					
[旅費]					
・					
・					
・					
・					
・					
[その他]					
①外注費					
・					
・					
②印刷製本費					
・					
・					
③会議費					
・					
・					
④通信運搬費					
・					
・					
⑤光熱水料					
・					
・					
⑥その他（諸経費）					
・					
・					
・					
令和5年度	合計				

(大学名：)
 (事業計画名：)

(前ページの続き)

＜令和6年度＞	経費区分	補助金申請額 (①)	大学負担額 (②)	事業規模 (①+②)	備考
[物品費]					
①設備備品費					
・					
・					
②消耗品費					
・					
・					
[人件費・謝金]					
①人件費					
・					
・					
②謝金					
・					
・					
[旅費]					
・					
・					
・					
・					
・					
[その他]					
①外注費					
・					
・					
②印刷製本費					
・					
・					
③会議費					
・					
・					
④通信運搬費					
・					
・					
⑤光熱水料					
・					
・					
⑥その他（諸経費）					
・					
・					
・					
令和6年度	合計				

(大学名：)
(事業計画名：)

○申請要件の確認について 【5ページ以内】

本事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学において申請時に達成しているか、令和6年3月までに確実に達成することが申請の要件となります（iについては専攻科，別科，研究所等を，ii～viについては大学院，専攻科，別科，研究所，センター等を除く）。

i～viiについて，申請時の対応状況を記入してください。

令和2年度までの実施状況は必ず記入し，未対応の項目がある場合は，令和3年度以降の実施状況もあわせて記入してください。

i) 3つのポリシーの策定

ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに，それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。

【対応状況】（対応済又は未対応に○。未対応の場合は対応時期を記入。）

対応済		未対応	(全学での対応完了時期)
-----	--	-----	--------------

【実施状況】

令和2年度まで	(未対応の場合) 令和3年度以降
ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは●●学部，○○学部で個別に定めているものの全学的な設定はない。	令和3年度中に本学の建学の理念である「……」を体現するため，また…のため，……を踏まえた全学共通の3つのポリシーを設定。これを基に各学部のポリシーを再構築する。更に、学部等連携課程において…

全学共通及び各学部において，どのように3つのポリシーが設定されている（する）かを，明確な表現を用い記入してください。

ii) 授業計画（シラバス）の策定

全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され，かつその内容として科目の到達目標，授業形態，事前・事後学修の内容，成績評価の方法・基準が示されていること。

【指標への対応状況】（対応済又は未対応に○。未対応の場合は対応時期を記入。）

対応済		未対応	(全学での対応完了時期)
-----	--	-----	--------------

【実施状況】

令和2年度まで	(未対応の場合) 令和3年度以降

科目の到達目標や授業形態などの各々の内容について，漏れなく明確な表現を用い記入してください。

iii) 単位の過剰登録の防止

CAP 制の採用など，全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は，その上限が適切に設定されていること）。

※CAP 制を導入している場合は，1年間あるいは1学期間の履修科目登録の上限数を記入してください。

(大学名 :)
(事業計画名 :)

【指標への対応状況】（対応済又は未対応に○。未対応の場合は対応時期を記入。）

対応済		未対応	(全学での対応完了時期)
-----	--	-----	--------------

【実施状況】

令和2年度まで	(未対応の場合) 令和3年度以降

iv) FDの実施

教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント (FD) が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること）。

【指標への対応状況】（対応済又は未対応に○。未対応の場合は対応時期を記入。）

対応済		未対応	(全学での対応完了時期)
-----	--	-----	--------------

【実施状況】

令和2年度まで	(未対応の場合) 令和3年度以降

v) 客観的な成績評価基準の運用

成績評価において、GPA制度などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。

※基準の概要・運用方法も記載すること。

【指標への対応状況】（対応済又は未対応に○。未対応の場合は対応時期を記入。）

対応済		未対応	(全学での対応完了時期)
-----	--	-----	--------------

【実施状況】

令和2年度まで	(未対応の場合) 令和3年度以降

(大学名 :)
(事業計画名 :)

vi) 「大学入学者選抜実施要項」への対応状況

文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。

【指標への対応状況】（対応済又は未対応に○。未対応の場合は対応時期を記入。）

対応済		未対応	(全学での対応完了時期)
-----	--	-----	--------------

【実施状況】

令和2年度まで	(未対応の場合) 令和3年度以降

vii) 設置計画履行状況等調査への対応状況

設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」（平成29年度まで）または「指摘事項（是正）」（平成30年度から）が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

【指標への対応状況】（対応済又は未対応に○。未対応の場合は対応時期を記入。「是正意見」（平成29年度まで）または「指摘事項（是正）」（平成30年度から）が付されていない場合は、対応済欄に「－」を記入。）

対応済		未対応	(全学での対応完了時期)
-----	--	-----	--------------

【実施状況】

令和2年度まで	(未対応の場合) 令和3年度以降

是正意見等が付されている場合は、その内容を記入し、その解消策についても記入してください。

(大学名 :)
(事業計画名 :)

令和3年度大学教育再生戦略推進費
「知識集約型社会を支える人材育成事業」
メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」
申請書等の作成に当たって

令和3年度知識集約型社会を支える人材育成事業に係る文部科学大臣宛公文書、計画調書（様式1～5）（以下「申請書等」という。）は、大学改革推進等補助金の交付を申請しようとする学長及び事業担当者等が作成するものであり、知識集約型社会を支える人材育成事業委員会の審査資料となるものです。

本事業への申請は、独立行政法人日本学術振興会への申請書等（電子ファイル）の提出が必要です。提出期間は以下のとおりです。

審査は申請書等に基づき行われます。提出後の内容変更に伴う差し替えや訂正は一切認めません。誤記入、記入漏れ又は不明瞭な点がある場合には、審査の対象外となる、あるいは誤ったままの状態で審査に付される可能性がありますので、十分に御注意ください。

申請書類の提出期間

令和3年6月14日（月）10時 ～ 6月18日（金）17時

申請書等は、以下のⅠ～Ⅱの作成・記入方法に従って作成してください。

Ⅰ. 文部科学大臣宛公文書の作成について

- (1) 文書には文書番号、文書日付を記載し、提出してください（公印は不要です）。
- (2) 文書の日付は、申請書等の提出日（提出期間：令和3年6月14日～6月18日の間の日付）を記入してください。

II. 申請書等の作成について

1. 留意事項

- (1) 申請書等の様式は、独立行政法人日本学術振興会のホームページからダウンロードして作成してください。

(<https://www.jsps.go.jp/j-chishiki/download.html>)

- (2) 申請書等は、特に指定がない限り、以下の書式に合わせてパソコンを使用し、作成してください。

用紙サイズ	○ A4判縦型 (様式2「6. 調書の概要資料」及び「7. 別添資料(必須)」については、A4判横型可)
文字の大きさ・色 (様式2「6. 調書の概要資料」、 「7. 別添資料(必須)」は除く)	○ 10.5ポイントのMS明朝を原則とします(図表等に含まれる文字は除く。) ○ 太字, ゴシック体, アンダーライン等は適宜可。 ○ カラー可(ただし, 文字・アンダーライン・網掛け・図表等において, 黄色は使用しないでください。)
提出書類等	1. 文部科学大臣宛公文書 2. 計画調書(様式1) 3. 計画調書(様式2) 4. 計画調書(様式3) 5. 計画調書(様式4) 6. 計画調書(様式5) 7. 別添資料(必須)※任意様式 8. 別添資料(任意) 9. 計画調書(「2.」「3.」「4.」「5.」「6.」「7.」「8.」)の順に結合したデータ ※提出方法等については「9. 提出書類について」を参照してください。

- ① 所定の様式の改変(項目順番の入替え等)はできません。
- ② 計画調書(様式1~5)のページ数は、【○ページ以内】の記載に従い作成してください。なお、【2ページ以内】と記載のある項目において、2ページで作成し、2ページ目に余白ができた場合でも、次の項目を繰り上げずに余白のままとしてください。
- ③ 行間を詰めすぎず、読みやすく記入してください。
- ④ 余白の設定を変更しないでください。
- ⑤ 様式各項目及び説明文は、必ず残してください。
- ⑥ 記載例や注意書き(赤字で記載。)は消してから作成してください。
- ⑦ 申請書等は日本語によることとします。

- (3) 選定された場合、計画調書（様式1）及び別添資料（必須）のうち、事業計画全体の概要を示す資料（A4判横1枚）を独立行政法人日本学術振興会のホームページにおいて公表する予定です（様式1の「14. 事業計画における事務総括者部課の連絡先」を除く。）。

2. 計画調書（様式1）

2ページ以内で作成してください。

「1. 大学名」

「機関番号」を入力すると自動的に大学名が表示されます。学校法人の名称は記入しないでください。

「2. 機関番号」

科学研究費補助金の申請に使用する機関番号を記入してください。

(<https://www-kaken.jsps.go.jp/kaken1/kikanList.do>)

「3. 事業者」

大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は地方公共団体のいずれかの長）の氏名、ふりがな、職名を記入してください。

「4. 申請者」

大学の学長の氏名、ふりがな、職名を記入してください。

「5. 事業計画責任者」

事業計画責任者の氏名、ふりがな、所属・職名を記入してください。

「6. メニュー」

「メニューⅢ インテンシブ教育プログラム」と記入済みです。

「7. 取組学部等名【授与する学位】・受入学生数（1学年あたり、事業最終年度）」

本事業の対象とする学位プログラムについて、令和3年4月1日現在の名称を記入してください（例：〇〇学部〇〇学科【学士（〇〇学）】）。また、補助期間最終年度の事業プログラム受入学生数（例：〇名）を記入してください。

「8. 事業計画のポイント」

申請する事業計画の全体像を400字以内で簡潔に記述してください（句読点、括弧の類も全て1字として計算してください。ただし、半角数字、アルファベットに限り0.5字として計算することが可能です。また、空白は文字数に含みません。）。

「9. 学生・教職員数」

入学定員、全学生数、収容定員、定員充足率、教職員数（常勤）を記入してください（令和3年5月1日現在。学生募集停止中の学部等は含めません。）。

「10. 大学が設置する全ての学部等名」

大学が設置する全ての学部等名（大学院、専攻科、別科を除く）を記入してください（令和3年5月1日現在、学生募集停止中の学部等名は記入不要です。）。

「11. 連携先機関名」

他の大学等と連携した取組の場合の連携先機関名を記入してください。連携先機関がない場合は、「該当なし」と記入してください。

「12. 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項において「公表するものとする」とされた教育研究活動の状況について、公表している HP の URL」

当該規定に基づいた公表がなされている、ホームページの URL を記入してください。

「13. 事業計画経費」

事業計画に基づき、年度別に記入してください。金額は千円単位で記入し、千円未満の端数は切り捨ててください。各年度の数字は、様式 4 と一致させてください。

申請できる経費の種類については、公募要領（別添 3）を参照してください。

「14. 事業計画における事務総括者部課の連絡先」

各種事務手続きを行う上で、窓口となる者の連絡先を記入してください。メールアドレスはできる限り係や課などで共有できるグループメールとしてください。

3. 計画調書（様式 2）

「1. 大学の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び教育改革の実施基盤」

(1) は 1 ページ以内、(2) は 3 ページ以内、(3) は 1 ページ以内で作成してください。

(1) 大学全体の改革方針における本事業計画の位置付け等

過去の中教審答申、政府方針、建学の精神等を踏まえた、現在（令和 3 年 4 月）までの大学全体の教育改革に関する取組状況、現在抱える問題点及びその定量的な現状分析、それらを踏まえた今後の改革構想を記入してください。その際、その改革構想に占める申請事業計画の位置付けを明確にしてください。

(2) 事業計画実施体制

事業計画を実施するための学内の実施体制について、事務体制及び評価体制を含めて記入してください（学長のリーダーシップの下、事業計画の実現に必要な人材配置や予算配分の考え方、さらには当該資源を確保するための体制等について記入してください。学部等で実施する場合は、今回の事業計画がどのように全学の改革に関わっているのか明らかとなるように記入してください。）。FD・SD の実施体制、内容についても必ず記入してください。

(3) これまでの取組との関係

現行の教育改革の取組と本事業との関係について、また、過去の教育改革の取組を本事業においてどのように発展継続させるのか記入してください。

特に、文部科学省及び他省庁の補助事業で、今回の申請内容と類似しているもの（過去の事業・現在実施中の事業及びこれから支援を受ける可能性がある事業を含む）がある場合は、それらの事業名、補助対象期間及び事業内容・本申請との関係を大学ごと（申請大学、連携先機関に記載の国内大学）に記入してください（1 事業について 3～4 行程度。）。

「2. 達成目標と事業計画の具体的な内容」

(1) は2ページ以内、(2) は7ページ以内で作成してください。

(1) 全体像と達成目標

本事業において取り組む事業計画の全体像を、大学全体の改革方針、達成目標及び1. の内容を踏まえた上で記入してください。その際、本事業実施に当たっての各大学の課題を明確にし、申請事業計画が各大学の特色・強みを生かした独自の構想として、その課題解決にどのように取り組むものであるかが分かるように具体的に記入してください。

また、事業計画は、例えば達成目標の根拠や考え方を明示するなど確実に実現されるものであることが客観的に明確になるように記入してください。その際、エビデンスがあれば「別添資料」として添付してください。（「8. 別添資料（任意）」参照。）

※具体的な達成目標を示す際、定量的な数値目標を設定し、補助期間中の各年度における指標を「本事業プログラムとして設定する検証可能かつ明確な目標」欄に必ず記入してください。

(2) 事業計画の具体的な内容

申請事業計画で構築するカリキュラムについて、以下の項目ごとに公募要領及び審査要項を踏まえ、提案する事業目標の達成に向けた具体的な内容を記入してください。

- ① 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化
- ② 授業科目・教育課程の編成・実施
- ③ 学修成果・教育成果の把握・可視化
- ④ 学修成果や教育成果、教育の質に関する情報の公表

※「三つの方針」とは、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を指す。

「3. 事業計画の適切性」

(1) , (2) はそれぞれ1ページ以内で作成してください。

(1) 年度別の計画

補助期間中の年度ごとの事業計画について具体的に記入してください。その際、事業実施に必要な経費との関連性が分かるよう記入してください（様式4と齟齬のないよう記入してください。）。

(2) 事業計画の継続性

補助期間終了後について、実施体制の構築及び資金の確保など、継続的かつ発展的に取組が実施される計画であることが分かるように具体的に記入してください。

「4. 事業成果の先進性と普及」

1ページ以内で作成してください。

事業成果は、自大学だけでなく我が国の高等教育全体にとっても先進性を有するもので

あるか、また、先駆的なモデルとなり、取組を波及させる手法及び計画が見込まれるものであるかについて分かるように記入してください。

※全国の大学への取組成果の波及に際し、他大学にどのような汎用性あるモデルを提供できるのか、その対象として想定する分野（文系，理系等）や大学の規模（大規模，中小規模）等もあわせて具体的に説明してください。

「5. 確認項目（全学的波及に向けた計画及び工程について）」

1 ページ以内で作成してください。

本事業における取組の全学的な波及に向け、補助期間内から補助期間終了まで含めた具体的な計画及び工程に関して、記入してください。

その際、別添資料（必須）として提出する「ロードマップ」と齟齬のないよう記入してください。

「6. 調書の概要資料」

調書の概要資料を8 ページ以内で作成し、添付してください。

審査要項にある評価項目も踏まえた取組内容を具体的に記載した上で、調書の概要として「特にアピールしたい点」の資料を添付してください。その際、必ず調書の該当ページを示してください。なお、調書に記載のない内容を本項において新たに盛り込んでも、審査の対象とはなりません。

※画像データを添付する場合は、鮮明にみえる範囲で画像を添付してください。

4. 計画調書（様式3）

本事業の対象とする学位プログラムごとに作成してください。

どのように授業科目の精選を行ったのか分かるように、現行のカリキュラムを「カリキュラム再編前の授業科目一覧（現行）」に記入し、本事業において再編したカリキュラムを「カリキュラム再編後の授業科目一覧（計画）」に記入してください。

5. 計画調書（様式4）

年度ごとに1 ページ以内で作成してください。

年度ごとにおいて、事業計画の遂行に必要な経費のうち、補助金申請ができる経費に限り記入してください（公募要領（別添3）を参照してください。）。

「経費区分」欄には、費目ごとに必要な経費を記入しますが、それぞれの費目の内訳（員数，積算等）がある程度分かるように記入してください。なお、令和3年度は補助対象期間（文部科学省による交付決定の日（あるいは交付内定の日）～年度末日）の必要経費を記入してください。その際、既存の取組を単純に継続するものについては、費用計上できませんのでご注意ください。

また、様式2「3.（1）年度別の計画」と齟齬のないよう記入してください。

なお、設備備品費を計上する場合は、使用目的を備考欄に簡潔に記入してください。

6. 計画調書（様式5）

5 ページ以内で作成してください。

i) ~vii) について、申請時の全学の対応状況を記入してください。

本事業への申請を希望する大学は、i) ~vii) の内容を、全学において申請時に達成しているか、令和6年3月までに確実に達成することが申請の要件となります（i については専攻科、別科、研究所等を、ii ~vi については大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く）。

i) ~vii) について、全学で未対応の場合は、「令和2年度まで」「令和3年度以降」の欄に、両者を対比させる形で実施状況を記入し、「令和3年度以降」の欄には達成目標となる期日も記載してください。（全学で対応済みの場合は、「令和2年度まで」の欄のみ記入してください。）

7. 別添資料（必須） ※任意様式

(1) 以下の資料について、以下の作成要領に従って、別添資料（必須）として、必ず提出してください。

① 時間割（イメージ）

本事業の対象とする学位プログラムごとに、任意の学年における1学期分の時間割（イメージ）を提出してください。時間割（イメージ）は、1~4学期のとある1学期分の提出で構いません。

② 教育課程の体系性を説明する資料

様式2「2.（2）事業計画の具体的な内容」において、真に必要な授業科目の精選方針及び各学期に配置する科目が相互関連性を持つカリキュラムとなっているかを説明する資料として、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、履修モデルなどの教育課程の体系性を説明する資料を提出してください。

③ シラバス（イメージ）

授業科目の精選を行った結果、単位数が増となった科目のシラバス（イメージ）を10科目程度提出してください。シラバスの様式は、大学所定の様式で構いません。

④ 事業計画全体の概要を示す資料（ポンチ絵）

A4判横1枚で作成してください。

学内体制、事業による効果を盛り込んでください。選定された場合、当該資料を公表する予定であることから、文章のみで説明するのではなく、図や表を用いるなどし、本事業における取組内容が容易に理解できるものとしてください。

⑤ ロードマップ

A4判横1枚で作成してください。

様式2「5. 確認項目（全学的波及に向けた計画及び工程について）」に記載した内容に基づいて、補助期間中及び補助期間終了後の事業実施スケジュールを作成してください。その際、学生受入時期及び本事業における取組の全学導入時期は必ず記入するようにしてください。

8. 別添資料（任意）

- (1) 計画調書（様式2）で設定した指標のエビデンスを「別添資料」として作成してください。
- (2) 書式等の定めはありませんがA4判で表紙を除き4ページ以内とし、調書とは別に中央下部にページ番号（別-1，別-2）を付してください。また、冒頭に該当する調書の箇所（ページ番号）を示してください。

9. 提出書類について

- (1) 提出書類については、以下の形式で提出してください。

	提出書類等	ファイル形式	ファイル名
1	文部科学大臣宛公文書	PDF	【機関番号_大学名】大臣宛公文書
2	計画調書（様式1）	Excel	【機関番号_大学名】様式1
3	計画調書（様式2）	Word	【機関番号_大学名】様式2
4	計画調書（様式3）	Excel	【機関番号_大学名】様式3
5	計画調書（様式4）	Excel	【機関番号_大学名】様式4
6	計画調書（様式5）	Word	【機関番号_大学名】様式5
7	別添資料（必須） 時間割（イメージ）	PDF	【機関番号_大学名】別添資料（必須）時間割（イメージ）
	教育課程の体系性を説明する資料		【機関番号_大学名】別添資料（必須）教育課程の体系性を説明する資料
	シラバス（イメージ）		【機関番号_大学名】別添資料（必須）シラバス（イメージ）
	事業計画全体の概要を示す資料（ポンチ絵）		【機関番号_大学名】別添資料（必須）事業計画全体の概要を示す資料（ポンチ絵）
	ロードマップ		【機関番号_大学名】別添資料（必須）ロードマップ
8	別添資料（任意）	Word	【機関番号_大学名】別添資料（任意）
9	計画調書（上記2、3、4、5、6、7、8順に結合したデータ）	PDF	【機関番号_大学名】計画調書

- (2) 「9. 計画調書」を作成する際には、必ずExcel, Wordファイルから直接PDFファイルへ変換し、結合してください（スキャナ等からPDFファイルへの変換は不可）。また、提出の際には、データを保存する前に紙媒体へ印刷し、通しページの整合性を確認するとともに、ページ数の超過や文字切れ等がないか必ず確認してください。

10. 提出先及び提出期間等について

- (1) 申請書等は、指定の申請書等提出用URLにアップロードしてください。提出用フォルダをアップロードする際には、必ず圧縮してください。（例：zip形式）
 - ① あらかじめ下記のメール送信期間内に、電子メールを送信してください。

- ② 電子メールの件名は「【アップロード希望】（機関番号_大学名）知識集約型社会を支える人材育成事業」としてください。
- ③ 追って、本会からお送りするファイル配信サービス URL へ、提出期間内に申請書類をアップロードしてください。

【メール送信先】

chishikishuyaku-jsps@jsps.go.jp

（独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 大学連携課
知識集約型社会を支える人材育成事業委員会事務局）

【メール送信期間】

令和3年5月31日（月）10時 ～ 6月4日（金）17時

【提出期間】

令和3年6月14日（月）10時 ～ 6月18日（金）17時

令和3年度大学教育再生戦略推進費
知識集約型社会を支える人材育成事業
メニューⅢ「インテンシブ教育プログラム」
Q&A

令和3年4月14日

文部科学省高等教育局
大学振興課大学改革推進室

目次

問 1. 学位プログラムレベルでの取組を求めるとのことだが、令和3年度より前の入学者など既に旧カリキュラムで履修している2～4年次の学生のカリキュラムについても、本事業における取組対象としてカリキュラムを見直す構想とする必要があるのか。	4
問 2. 大学院・短期大学のみでも事業の対象となるか。	4
問 3. 三学期制など、四学期制ではない別の学期制での実施も対象となるのか。	4
問 4. 将来的には全学的に四学期制を導入する必要があるか。	4
問 5. 医師・教員養成などの単科大学、あるいは、総合大学における特定の専門職業人養成の学位プログラムによる申請の場合、授業科目の絞り込みは必ずしも要件として求められないという理解でよいか。	4
問 6. 具体的にどれぐらい授業科目を絞り込む必要があるか。	5
問 7. 1科目あたりの単位の増は、どの程度を想定しているか。	5
問 8. 全ての学期で現代的課題をテーマに設定した学修を行わなければならないのか。あるいは、特定の学期以外は短期集中・週複数日授業がなされれば足りるのか。	5
問 9. すべての授業科目を週複数日開設することが求められるのか。(いわゆる講義以外の実験や実習、体育実技も週複数日やらねばならないのか。	5
問 10. 本事業の取組成果はいつまでに全学的に導入することが必要か。	6
問 11. 共同申請は可能か。可能な場合、共同申請を行う大学全てで、四学期制等の本事業で求められる取組の導入が必須なのか。	6
問 12. 共同申請には至らない、他大学等との連携は可能か。例えば、大学院や短大、高専などの高等教育機関と連携した取組は可能か。高等学校、大学校や専門学校等との連携による取組も可能か。	6
問 13. 他大学と連携し、当該連携先が事業の一部を担当する場合、必要な経費について補助金を渡すことは可能か。当該連携先が本事業で求める四学期制等を導入しなくても可能か。	7
問 14. 学年進行中の大学・学部・学科等を取組対象にすることは可能か。	7
問 15. 学位プログラムを対象とする事業とのことであるが、教養課程と専門課程で提供主体が分かれる場合は、どうなるのか。／学位プログラムを対象とする事業とのことであるが、教養課程のみあるいは専門課程のみの取組とすることは可能なのか。	7
問 16. 例えば、2単位の科目を、週1回15週から週2回8週に変更すれば、短期集中・週複数日開講の要件を満たすが、単位数は必ず2単位より多くなければ不足か。....	8
問 17. 週複数日というのは週に2回であればよいのか。そうでない場合、何回以上であれ	

	ばよいのか。	8
問 18.	事業対象とする科目を集中講義により実施してもよいか。四学期制の 1 学期より短い期間、例えば 2 週間のみで完結する科目も認められるのか。	8
問 19.	半年～1 年間の留学を卒業要件としている場合、この事業で取り組む四学期制とは関係なく運用して構わないか。(そのことを以って評価を落とされることはないか)	9
問 20.	四学期制の中で運用する 1 か月～3 か月程度の留学は、本事業の求める「短期集中の学修」とみなしてよいか。	9
問 21.	本事業で開設する科目は、卒業要件の外の選択科目・自由科目として開設してもよいか。	9
問 22.	本事業による取組成果としての教育効果を測定することとあるが、具体的にどのような観点や手法により測定することを想定しているか。	9
問 23.	本事業による取組成果としての教育効果を測定することとあるが、成果を測る単位は個別の科目か、関連する科目群か、あるいは学位プログラム単位か。それとも学期・学年単位なのか。学士課程の修了段階での測定が必須、つまり、事業期間内に本事業により提供するカリキュラムを修了した学生を卒業させる必要があるのか。	10
問 24.	四学期制等を導入する規模により、評価に差があるのか。取組規模が大きい方が高く評価されるのか。全学的な取組と一部学部のみによる取組の場合、前者が高く評価されるのか。大学の規模や構成により導入のハードルも変わると思うが、そのような点は評価上配慮されるのか。	10
問 25.	四学期制を含めて既に取り組んでいる場合も申請して構わないか。	10
問 26.	特定のテーマに関連する学期では、本事業のために新しい授業科目を開設しなければならないのか。既存の複数科目の開設時期を工夫するなどして、同じ学期にセットで履修するように履修要件で縛ること等によることは可能か。	11
問 27.	「現代的課題」を設定する特定の学期に開設する科目について、「社会のニーズに沿うテーマ設定を行うこと」とあるが、産業界・他大学・NPO・地方自治体などの社会との連携による取組が必須か。必須で無い場合、審査において「社会のニーズに沿う」ことはどのように確認されるのか。	11
問 28.	「現代的課題」として、具体的に想定しているものがあるのか。	11
問 29.	「知識集約型社会を支える人材育成事業」全体としては Society5.0 時代を担う人材の育成を掲げる一方で、本事業の審査の観点の中に「養成する人材像」を直接確認する項目がないように見受けられるが、どのような人材養成プログラムとすることを想定しているのか。	12
問 30.	「各学期に配置する科目は相互に関連性を持つ」とは、どのようなことを指すのか。	12

- 問 31. 三つのポリシーの見直しも必要なのか。卒業要件を変えない場合でも、開設科目の変更が求められる以上、カリキュラム・ポリシー（特に学位プログラムレベル）の変更は必須であるということか。 12
- 問 32. メニューⅠ・Ⅱでは教学マネジメント部分には補助金を使ってはならない仕組みになっていたが、メニューⅢも同じか。 13
- 問 33. メニューⅠ・Ⅱに採択された大学がメニューⅢにも申請することは可能か。 13
- 問 34. サバティカル・留学等を制度化することが必須なのか。 13
- 問 35. 学事暦や開設科目の見直しについて、申請書ではどのような書類や説明を求めるのか。 13
- 問 36. 資金計画に関し、補助期間内を通じて事業の資金規模（補助額と自己財源の合計額）を維持する必要があるのか。また、補助期間終了後に質が下らないようにするには具体的にどうすることか。補助期間内と同じ額を確保することを求められるものではない、との理解でよいか。 14
- 問 37. 申請資格のうち、入学定員超過率の計算の基準日はいつになるのか。申請時点か、あるいは特定の日付けになるのか。 14

問1. 学位プログラムレベルでの取組を求めるとのことだが、令和3年度より前の入学者など既に旧カリキュラムで履修している2～4年次の学生のカリキュラムについても、本事業における取組対象としてカリキュラムを見直す構想とする必要があるのか。

既に旧カリキュラムにより履修している学生については、本事業の対象とする必要はありません。本事業では遅くとも令和4年4月からの学生受入れを求めるので、取組対象課程で令和4年度に入学する1年生などについては、必ず本事業で構築する新カリキュラムで授業を実施してください。

問2. 大学院・短期大学のみでも事業の対象となるか。

学部段階での改革を想定としており、大学院や短期大学のみでの取組は対象としません。

問3. 三学期制など、四学期制ではない別の学期制での実施も対象となるのか。

本事業では、我が国の大学における教育システム改革モデルとして、四学期制による取組を対象とします。

問4. 将来的には全学的に四学期制を導入する必要があるか。

公募要領に記載するとおり、本事業では学位プログラム単位の取組を要件としていますが、併せて、将来的に本事業で得た知見を全学に展開することを前提として求めます。申請においては、本事業における取組成果の全学展開に係る補助期間内及び補助期間終了後の具体的な構想について、スケジュールも含めて確認することとします。

問5. 医師・教員養成などの単科大学、あるいは、総合大学における特定の専門職業人養成の学位プログラムによる申請の場合、授業科目の絞り込みは必ずしも要件として求められないという理解でよいか。

単科大学等について必ずしも排除するものではありませんが、本事業の趣旨に鑑み、法令上指定科目の開講が求められ、授業科目を絞り込むことが困難な教育課程の申請は想定していません。

問6. 具体的にどれくらい授業科目を絞り込む必要があるか。

具体的な数を示すことはしませんが、カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等を用い、卒業要件・学位授与の方針に定められた能力ごとに整理をすることで、真に必要な授業科目の選別及び内容面で重複している授業を統合・削減することや、同時期に体系的に履修することが望ましい科目をパッケージ化することなどが想定されます。

問7. 1科目あたりの単位の増は、どの程度を想定しているか。

各科目の修得に必要な授業時間に応じて、必要な単位数を大学が判断することになります。仮に各学期に2～3の科目を週複数日実施した場合であれば、1科目あたり4～6単位になると想定しています。

問8. 全ての学期で現代的課題をテーマに設定した学修を行わなければならないのか。あるいは、特定の学期以外は短期集中・週複数日授業がなされれば足りるのか。

全ての学期を現代的課題をテーマに設定した学期とする必要はなく、本事業の取組対象とする学位プログラムの中で任意の一つ以上の学期で設定してください。

例えば、各大学で定める卒業要件・学位授与の方針に沿ったカリキュラムを編成する上で、テーマを設定した教育内容を取り扱う方法や、既存科目の中で共通するテーマを抜き出しイシューベースの学修を行う学期として再編成する方法等が考えられます。どのようなテーマを題材として扱うのか、どの程度の数の学期で行うのかなどは、提案する構想に応じて、卒業要件・学位授与の方針との関連性と教育課程における位置付けを十分に踏まえた上で説明されることを求めます。

問9. すべての授業科目を週複数日開設することが求められるのか。(いわゆる講義以外の実験や実習、体育実技も週複数日やらねばならないのか。

1日に数時間連続で開講することが適切な実験や実習、また、体育実技等については、必ずしも週複数日実施するものとして編成する必要はありません。

卒業論文等の、通年で実施することが必要な科目についても対象とする必要はありません。

現代的課題に対応した授業科目の設定や、教育効果を高めることができるという観点から、週複数日実施することが望ましい科目を想定しています。提案する構想において、体育や実習等を週複数日実施することを排除するものではありませんが、本事業の趣旨に合致するか否かは、申請大学において適切に判断してください。

問10. 本事業の取組成果はいつまでに全学的に導入することが必要か。

申請大学の状況によって、また提案する内容によって、その成果を全学に導入するために必要な期間は異なるものと思われます。このため、具体的な時期は定めません。

公募要領に「本事業の成果を踏まえた四学期制の全学的導入に向けた計画を策定すること」とあるように、大学全体の教育改革の今後の道筋を前提に、事業期間内から事業期間終了後までを含めて、本事業における取組成果を全学にどのように波及させるのか、具体的にいつまでに、何をするかの見通しを、ロードマップ等で明示することを求めます。

問11. 共同申請は可能か。可能な場合、共同申請を行う大学全てで、四学期制等の本事業で求められる取組の導入が必須なのか。

学期制の見直しや授業科目の編成はそれぞれの大学において取り組むべき事項であることから、共同申請は本事業では対象としません。ただし、特定の学期において、他大学の授業科目を活用するなど、事業計画の実現のために必要な連携を含めた構想とすることは妨げません。

問12. 共同申請には至らない、他大学等との連携は可能か。例えば、大学院や短大、高専などの高等教育機関と連携した取組は可能か。高等学校、大学校や専門学校等との連携による取組も可能か。

例えば、先述のように、特定のテーマに基づく授業科目を開設する際に、当該分野に特色を持つ他大学から教員を派遣してもらうことや、共同授業の開設等の連携を行うことは考えられます。当該機関との連携が、提案する事業計画の達成に不可欠であることが明確に説明できることが求められます。

問13. 他大学と連携し、当該連携先が事業の一部を担当する場合、必要な経費について補助金を渡すことは可能か。当該連携先が本事業で求める四学期制等を導入しなくても可能か。

連携の内容にもよりますが、例えば、申請大学で開設する授業科目に、連携先大学から講師を派遣してもらう場合に、旅費・謝金等を支払うこと等は可能です。その際、連携先大学が四学期制であることまでを求めるものではありません。

他方、連携先大学で事業の一部を分担し、所要の経費について申請大学に交付する補助金から連携先に支出する等は、本事業において想定する連携の範疇を超え、趣旨である「採択大学における教育システム改革」に整合しないため、不可とします。

問14. 学年進行中の大学・学部・学科等を取組対象にすることは可能か。

集中的な履修による教育効果を客観的に示すことを求めるという点において、本事業による取組前との比較ができないため、完成年度を迎えていない学部等の申請は想定していません。ただし、全学的な四学期制の導入の対象として学年進行中の学部等が含まれることは差し支えありません。

問15. 学位プログラムを対象とする事業とのことであるが、教養課程と専門課程で提供主体が分かれる場合は、どうなるのか。／学位プログラムを対象とする事業とのことであるが、教養課程のみあるいは専門課程のみの取組とすることは可能なのか。

本事業においては、提案する構想の主対象とする学部・学科が提供する専門課程のみでの取組を事業の対象とし全学共通で提供する教養課程は対象としない（あるいは、全学共通の教養課程のみでの取組を対象とし、各学部の専門課程は対象としない）、と整理することも可能です。

ただし、

- ① 「四学期制」については、学年によって学事暦が異なることは想定されないため、全学年で導入されることが想定されます。
- ② 週複数日授業の実施については、教養課程と専門課程で提供主体が異なることから、必ずしも全ての学年で実施する必要はありません。
- ③ 本事業は学位プログラムを対象としていることから、卒業要件と関連付けてその効果検証等を行う必要があります。

問16. 例えば、2単位の科目を、週1回15週から週2回8週に変更すれば、短期集中・週複数日開講の要件を満たすが、単位数は必ず2単位より多くなければ不足か。

本事業では、授業科目の精選・削減を求めています。全体的に精選・削減を行った後に2単位科目として残すことが適切な場合や、科目の内容・開設形態に照らし2単位とすることが合理的な場合などは構いませんが、科目の見直しを行わないまま単純に週複数日開講に移行するだけでは、本事業の求める目的は達成できないものと考えます。

問17. 週複数日というのは週に2回であればよいのか。そうでない場合、何回以上であればよいのか。

四学期制を導入することになると概ね8週間で授業科目を完結することになると思われますが、その授業科目で修得すべき知識・技能を習得するに必要な学修時間を充当することが必要です。また、1科目あたりの単位数を増すことを考えると、週に3・4回授業を実施することも考えられますし、2限・3限を連続して実施することなども想定されます。

週当たりで開設する科目数、併せて必要となる授業外学修時間の確実な確保という観点も必ず含めた上で、それぞれの科目の目的と内容にふさわしい単位数と週当たりの授業回数、開設方法等を計画してください。

問18. 事業対象とする科目を集中講義により実施してもよいのか。四学期制の1学期より短い期間、例えば2週間のみで完結する科目も認められるのか。

本事業では、2学期制・1学期15週を前提とする学事暦や時間割の運用から脱却し、四学期制の導入により通常的时间割運用の改革に取り組むことを期待しています。このため、特定の科目のみを学修できる時間を確保できる長期休暇等に多く開講される集中講義形式により全授業科目を実施することは、本事業では想定しておりません。

ただし、特定の授業科目について、本事業の対象とする学位プログラムにおける位置付け等にも鑑み、学生の学修にとって集中講義とすることが必要である場合等は、その限りではありません。

問19. 半年～1年間の留学を卒業要件としている場合、この事業で取り組む四学期制とは関係なく運用して構わないか。(そのことを以って評価を落とされることはないか)

構いません。

なお、留学期間中は、国外の受入れ大学でのカリキュラムに基づき学修することになりますが、本事業において構築するカリキュラムと留学期間の円滑な接続については、十分に配慮するようにしてください。

問20. 四学期制の中で運用する1か月～3か月程度の留学は、本事業の求める「短期集中の学修」とみなしてよいか。

本事業において求める短期集中の学修は各大学が自ら開設する科目により実施されることが原則であり、1か月～3か月程度の留学そのものが、短期集中の学修とはなりません。

なお、四学期制の導入による留学の促進を目的の一つとすることや、それも前提として留学期間を設定する教育プログラムの提案等も想定されうるものと考えています。

問21. 本事業で開設する科目は、卒業要件の外の選択科目・自由科目として開設してもよいか。

本事業は学位プログラム単位の教学システム改革を求めるものであり、原則として、学位取得に至る授業科目をどのように履修させるのか、また、各学位プログラムに設定するディプロマ・ポリシーとそれを踏まえた履修要件に係る授業科目の配置と運営、そのために必要な教学マネジメント上の工夫についての提案がなされることを求めます。

自由科目等を設定し、計画に含めることを排除するものではありませんが、その可否については、上記のことも十分に踏まえて検討するようにしてください。

問22. 本事業による取組成果としての教育効果を測定することとあるが、具体的にどのような観点や手法により測定することを想定しているか。

本事業では、各大学における取組による効果はもとより、四学期制への変更・週複数日授業を実施することによってどういった効果が見られたか、また、どのような取組が効果的であったかなどの点が明らかにされることを期待しています。

知識の定着度合等の学修成果や、学生の態度、教育リソースの使用量の変化、教員や職員

の業務の様態等、さまざまな観点で変化が生じると考えられますが、提案する構想における取組内容を十分に踏まえ、どのような観点により成果を測定するのもも含めて検討してください。

その際、必ず、本事業による「取組前」と「取組後」が比較できるような計画としてください。

問23. 本事業による取組成果としての教育効果を測定することとあるが、成果を測る単位は個別の科目か、関連する科目群か、あるいは学位プログラム単位か。それとも学期・学年単位なのか。学士課程の修了段階での測定が必須、つまり、事業期間内に本事業により提供するカリキュラムを修了した学生を卒業させる必要があるのか。

各大学の取組により、授業科目、科目群、学位プログラム等のいずれのレベルも想定されますが、いずれにせよ、取組前後での比較ができることが必要です。(問 22 参照) なお、事業期間が4年間であることから事業期間内に本事業プログラムの修了者が出ることは条件とはしません。

問24. 四学期制等を導入する規模により、評価に差があるのか。取組規模が大きい方が高く評価されるのか。全学的な取組と一部学部のみによる取組の場合、前者が高く評価されるのか。大学の規模や構成により導入のハードルも変わると思うが、そのような点は評価上配慮されるのか。

取組の対象とする規模そのものを、審査の対象として評価することはありません。申請大学における教育改革の現状を踏まえた上で、意欲的かつ実現可能な構想を提案してください。

問25. 四学期制を含めて既に取り組んでいる場合も申請して構わないか。

申請することは可能ですが、本事業は大学における教育システム改革を目的としているため、既に一定程度の取組がなされている大学にあっても、本事業を通じて、どれだけの全学の教育システム改革を行い、これまでの取組と異なり何を実現するのかについて、具体的に提案することを求めます。

従って、既存の取組を単純に継続する等の構想は、本事業に取り組む意義を説明することが困難であると考えます。また、当然ながら、既存の取組の継続に必要な経費について、本

補助金を充当することは認められません。

問26. 特定のテーマに関連する学期では、本事業のために新しい授業科目を開設しなければならぬのか。既存の複数科目の開設時期を工夫するなどして、同じ学期にセットで履修するように履修要件で縛ること等によることは可能か。

必ずしも新しい授業科目の開設を求めるものではありません。また、既存の授業科目を統合するなどし、特定のテーマに基づいた学修を構築することも想定しています。

問27. 「現代的課題」を設定する特定の学期に開設する科目について、「社会のニーズに沿うテーマ設定を行うこと」とあるが、産業界・他大学・NPO・地方自治体などの社会との連携による取組が必須か。必須で無い場合、審査において「社会のニーズに沿う」ことはどのように確認されるのか。

必須です。

産業界等との連携について特定の手法によることを求めるものではありませんが、例えば、地域課題や現代的社会課題についてヒアリング調査等を実施し、その結果を踏まえて教育プログラムを構築することなどが考えられます。

問28. 「現代的課題」として、具体的に想定しているものがあるのか。

我が国が抱える様々な課題のうち、学問分野を横断して複合的なアプローチにより解決されることが期待される事柄であることを想定しています。

なお、審査にあたっては、課題設定とそれに対する必要なカリキュラムをどのように構築し、運営する計画となっているかという、教育システムの観点を中心に確認することとします。

問29. 「知識集約型社会を支える人材育成事業」全体としては Society5.0 時代を担う人材の育成を掲げる一方で、本事業の審査の観点の中に「養成する人材像」を直接確認する項目がないように見受けられるが、どのような人材養成プログラムとすることを想定しているのか。

「知識集約型社会を支える人材育成事業」は、特定の分野の人材を養成することを目的としているのではなく、Society5.0 時代等を見据えて、現在の大学で行っている人材育成システムの発展・向上を目指しています。

特に、本「インテンシブ教育プログラム」では、我が国の今後の大学教育改革において、四学期制を導入し短期集中の密度の濃い学修を実現する教育システム構築のモデルとなる事業が提案されることを期待しています。そのため、人材像等そのものを審査の対象とはせず、この取組によって、学生の学修成果の向上はもとより、学年暦の柔軟な運用による弾力的なカリキュラム構築等、どのような教育システム改革を実現できる計画となっているかを審査することとなります。

問30. 「各学期に配置する科目は相互に関連性を持つ」とは、どのようなことを指すのか。

各学期の中では、四学期制と短期集中の学びを実現する上で、相互に関連性を持つ授業科目を配置し同時に履修するカリキュラムとすることにより教育効果や学生のカリキュラムに対する理解等が高まることを期待しています。

問31. 三つのポリシーの見直しも必要なのか。卒業要件を変えない場合でも、開設科目の変更が求められる以上、カリキュラム・ポリシー（特に学位プログラムレベル）の変更は必須であるということか。

本事業による取組の内容と既存の三つのポリシーとの間で齟齬が生じないのであれば、必ずしも改定する必要はありません。

なお、現代的課題をテーマとする学期を設定するなど履修方法の変更を求めることから、履修要件や卒業要件は既存のものよりは具体的な内容となることも想定されます。

問32. メニューⅠ・Ⅱでは教学マネジメント部分には補助金を使ってはならない仕組みになっていたが、メニューⅢも同じか。

教育プログラム自体の構築を目的とするメニューⅠ・Ⅱとは異なり、本事業は、プログラムを支える大学の教育システム改革の取組を対象とすることから、教学マネジメントを確立させるために必要な経費を計上することも可能です。

問33. メニューⅠ・Ⅱに採択された大学がメニューⅢにも申請することは可能か。

可能ですが、取組内容の重複は当然認めません。

メニューⅠ・Ⅱに採択された大学がメニューⅢに申請する場合には、「知識集約型社会を支える人材育成事業」の中のメニューとして、Society5.0時代の人材養成、教育プログラム開発とマネジメント改革の一体的展開というコンセプトを共有しつつ、全学の教育改革においてそれぞれの取組をどのように位置付けているか、役割分担はどのようなものか、整合性ある説明を求めることとなります。

問34. サバティカル・留学等を制度化することが必須なのか。

必須とはしませんが、本事業での取組によって、サバティカルの取得や留学をしやすくなることも期待できるものと考えています。

問35. 学事暦や開設科目の見直しについて、申請書ではどのような書類や説明を求めるのか。

学事暦の見直しについては、学内規程をどのように変更し、カリキュラムをどのように変更するかを具体的に記載してください。

開設科目の見直しについては、カリキュラムマップ等を活用し、学位プログラムレベルで、現状どの程度科目があり、そこからどれくらいの科目を見直すのか、また各学年や学期にどのように、それぞれの授業科目を配置するかを具体的に明示してください。

具体的には、様式及び記入例も参照してください。

問36. 資金計画に関し、補助期間内を通じて事業の資金規模（補助額と自己財源の合計額）を維持する必要があるのか。また、補助期間終了後に質が下らないようにするには具体的にどういうことか。補助期間内と同じ額を確保することを求められるものではない、との理解でよいか。

本事業については、教育システムの改革が目的となっていることから、資金計画に関しては、必ずしも、事業の資金規模の維持を求めるものではありません。

ただし、

- ・補助期間内においては、事業目的の実現に必要な事業規模を確実に確保するとともに、補助期間終了後の自己財源による事業実施への円滑な移行に向けて、事業期間内から、補助額の段階的な逡減と自己財源の確保が計画的に行われること
- ・補助期間終了後も、効果のみられた取組については継続し、着実な定着を実現すること

を前提として、必要な資金の見通しが明確かつ具体的に説明されることを求めます。

問37. 申請資格のうち、入学定員超過率の計算の基準日はいつになるのか。申請時点か、あるいは特定の日付けになるのか。

令和3年5月1日付の学生数により確認する予定です。

背景・課題

- ◆ 学術研究や産業社会においては、分野を超えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を超えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要。
- ◆ 産業界においても、新しい事業開発や国際化の進展の中で、高度な専門知識を持ちつつ普遍的な見方のできる能力を備えた人材育成が求められている。

教育改革に向け対応が必要な事項（例）

- ◆ 教育にフォーカスした産業界や地方自治体等の社会ニーズを具体的に把握・分析し、教育改革の具体化に向けたビジョン・戦略の策定。
- ◆ 教育・研究上の社会的要請に迅速かつ柔軟に対応するため、学部・研究科等の組織間の壁が高く所属組織の権益を守ろうとする傾向や学内合意形成が困難な状況の打破。
- ◆ 研究業績重視の人事給与とマネジメント制度改革。
- ◆ 研究活動や専門教育を重視する傾向からの脱却（専門分野に求められる知識量の増加、一般教育・共通教育の軽視等）。
- ◆ 全学的な教育実施責任体制を有効に機能させ、教育や学修の質の向上に向けた不断の改善・改革の進捗管理等のコントロール機能を強化。
- ◆ 学生は、学修の幅を広げることの必要性を実感。 など

各大学が、時代の変化に応じ多様な教育プログラムを持続的に提供していくためには、**全学横断的な改善・改革の循環を生み出す基盤・システムを学内に形成**することが不可欠。

これらへの対応と**一体的に教育改革を実現**。

事業概要

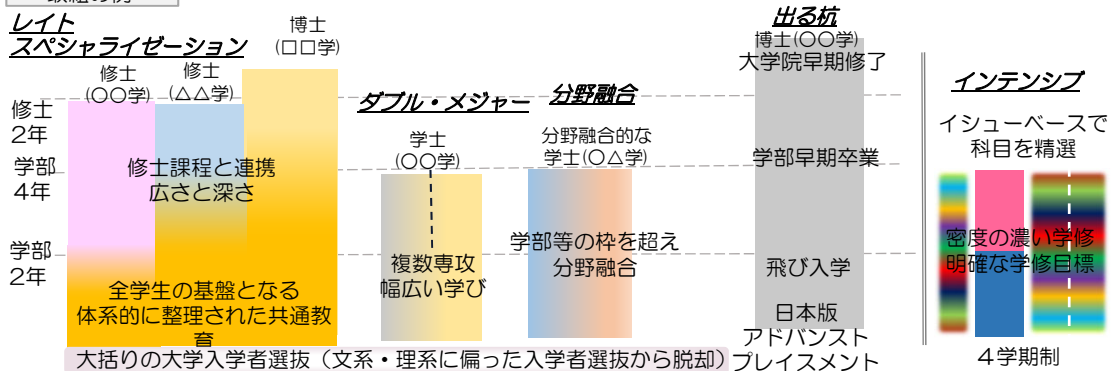
【目的】

Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する**幅広い教養と深い専門性**を持った人材育成を実現するため、**全学的な教学マネジメントの確立**を図りつつ新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、**質と密度の高い主体的な学修**を実現。

【メニュー】

- ①**文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム**【令和2年度～令和6年度】 6件×44,450千円
(レイトスペシャライゼーションプログラム、ダブル・メジャープログラム、分野融合の学位プログラム等)
➢ 複数のディシプリンを理解・修得できる教育プログラム（十分な量と質、順次性を有しているカリキュラム（必修科目や卒業要件として設定等）、理解・修得した複数のディシプリンを、融合・統合する学びのプロセス（講義から卒業論文・研究等まで）
- ②**出る杭を引き出す教育プログラム**【令和2年度～令和6年度】 1件×30,220千円
➢ 非凡な才能をもった学生に、魅力ある先端研究を見据えた「個別最適化した学び」を実現
- ③**インテンシブ教育プログラム**【令和3年度新規、令和3年度～令和6年度】 3件×50,000千円
➢ 授業科目を大胆に絞り込み、一定期間、精選された授業科目を週複数日実施し、密度の濃い学修を実現

～取組の例～



【事業スキーム】

- ◆ 対象：国公立大学・大学院
- ◆ 取組みの内化：事業の継続性・発展性確保のため、事業の進捗に合わせ補助額を通減（補助期間最終年度の前年に当初予算額の2/3、最終年度に当初予算額の1/3）

【事業イメージ】

大学と社会が相互理解・共通認識のもと新たなタイプの大学教育を実現
「教育改革」と「マネジメント改革」の一体的展開



各大学における自主的な改革を、**教学マネジメントの専門家も含むプログラム委員会**が後押し（審査・評価・助言）

事業成果

- ◆ Society5.0時代等を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材の育成。
 - ◆ 社会のニーズに合った教育プログラムの実施を通じ、学長をはじめとする執行部の強いリーダーシップに基づく必要な体制整備、資源確保、構成員の意識向上。
 - ◆ 全学的な教学マネジメント確立。
- ➡ **新たな教育プログラムの成果を組織全体に浸透、社会を巻き込んだ不断の教育改革を推進。**

【事業目的】

授業科目の精選・統合を進め、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込みを行い、授業科目の週複数日実施を実施し、質と密度の高い主体的な学修を実現。

現状の課題

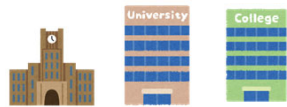
4学期制が導入されている大学においても教学マネジメント指針で示されているような授業科目の大胆な絞り込みがなされていない。



◆ なぜ具体的な取組が進まないのか。
全学的なカリキュラムの見直しは、時間割や教室の確保など事務的に多大なコストが生じる一方、コスト以上の確かな教育効果を示す実績がない現状。



◆ その結果、
4学期制を導入している大学（41大学（導入率5.5%）：H29調査時点）では、2学期制度下の授業科目を2分割し、実質2学期制下カリキュラム編成が継承されている。



モデル形成

あるべき大学教育のモデルを構築

4学期制の実質化を図り、授業科目の絞り込みを行い、DPに向けて真に必要な科目を選び抜き、授業科目の週複数日実施を実践するカリキュラムモデルを構築。

【教学マネジメント指針（抜粋）】※R2.1中央教育審議会大学分科会

学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めることが求められる。そのため、資格・免許等の取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除き、細分化された授業科目の統合や、学事暦の柔軟な運用による授業科目の週複数日実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。（教学マネジメント指針p.18ページ）



学生：4年間で「何を学び、何を身に付けることができたのか」を学生自らがエビデンスを用いて他者へ説明できる状態



大学：学位を与える課程（学位プログラム）において、学生が必要な資質・能力を身に付ける観点から最適化されている「学修者目線」での教育を提供

【導入モデル・イメージ】

- ・総合国立大学
- ・総合私立大学
- ・文系単科大学
- ・理系単科大学
- ・中規模地方国立大学
- ・小規模公立大学
- ・学部横断系モデル
- ・海外大学との連携モデル
- 等

確かな学びを4年間積み上げる

DP（卒業認定・学位授与の方針）の達成



全国の大学に水平展開



好事例の公表
中核拠点の形成

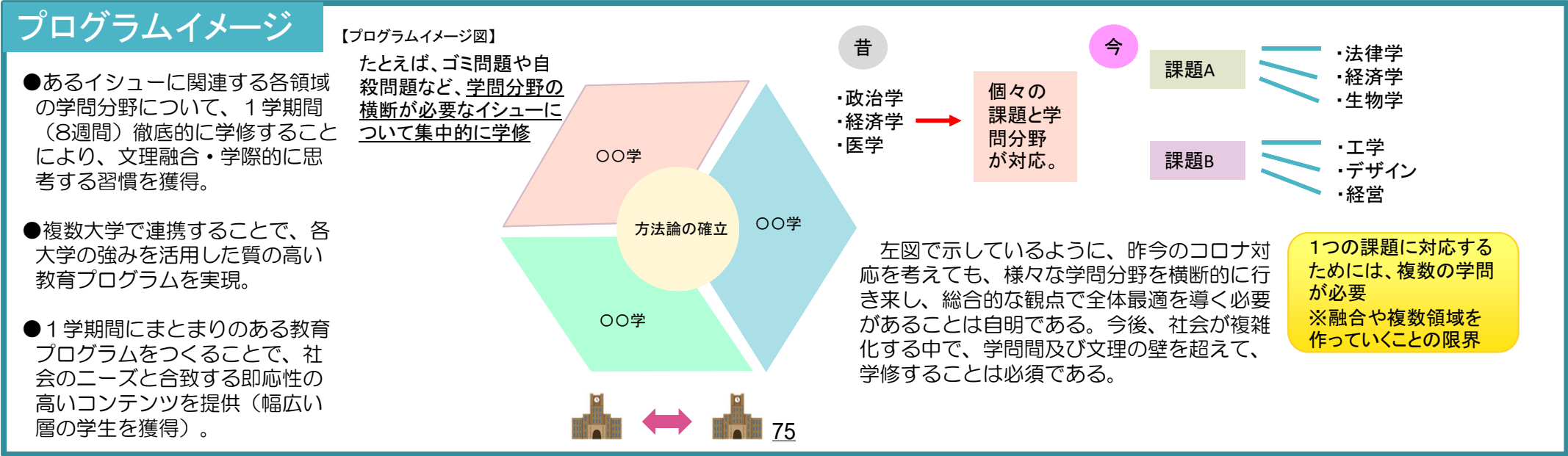
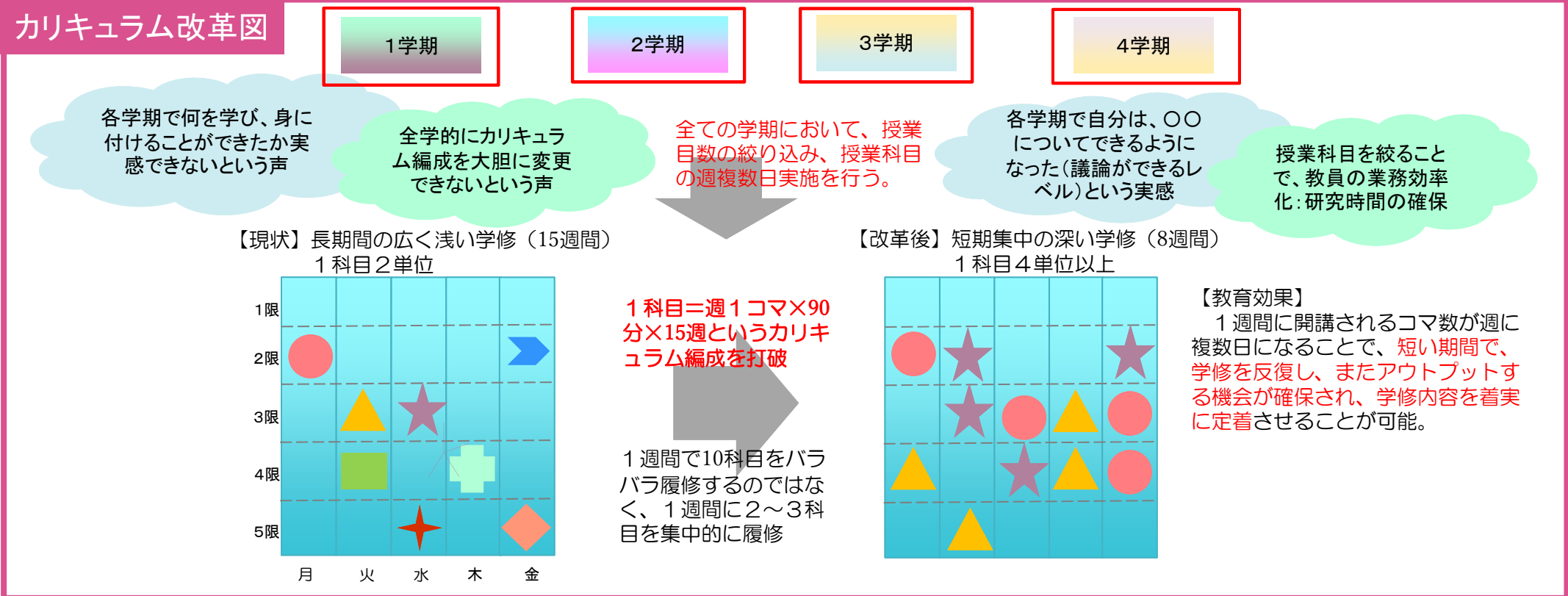
教育再生実行会議や中央教育審議会における議論に資する仕掛けとしての意義（4学期制の活用と秋入学への転換）



戦略的な水平展開

- インテンス教育プログラム採択校と既に4学期制を導入している大学が協働し、4学期制の実質化に向けた取組を促進。
- 授業科目の絞り込み及び授業科目の週複数回授業等を実施するにあたっての一般的な導入モデルを策定。

カリキュラム改革・プログラムイメージ (メニュー③)



■ 成長戦略フォローアップ（令和2年7月9日閣議決定）

1. 新しい働き方の定着

（2）新たに講ずべき具体的施策

xii) 大学等におけるSociety5.0 時代に向けた人材育成

・学部・研究科などの枠を超えて教育課程を設定できる学位プログラム制度について積極的な活用を促す。あわせて、大学教育における文理を横断したリベラルアーツ教育の幅広い実現を図るため、当該制度等を活用して全学的な共通教育から大学院教育までを通じて広さと深さを両立する新しいタイプの教育プログラム（「レイトスペシャライゼーションプログラム」等）の複数構築に向けた具体的な取組に着手する。また、世界を牽引するようなトップ人材を育成するため、飛び入学等を通じて早い段階から個別最適な学びを実現する「出る杭」を引き出す教育プログラムの構築に向けた具体的な取組に着手する。

■ 統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

第Ⅲ部 各論

第2章 知の創造

（4）イノベーション人材の育成

・学部・研究科などの枠を超えて教育課程を設置できる学位プログラム制度について積極的な活用を促す。併せて、大学教育における文理を横断したリベラルアーツ教育の幅広い実現を図るため、当該制度を活用して全学的な共通教育から大学院教育までを通じて広さと深さを両立する新しいタイプの教育プログラム（レイトスペシャライゼーションプログラム等）の複数構築を行う。

■ 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

第3章「新たな日常」の実現

3. 「人」への投資の強化—「新たな日常」を支える生産性向上

（1）課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

⑤ 大学改革等

・医工連携をはじめとする分野融合人材の育成、高等専門学校の高度化国際化、専門職大学、専門学校、大学院等における企業等と連携・協働した社会のニーズに応える実践的な職業教育や博士課程教育をはじめとする高度人材教育の構築等を推進する。

■ 教学マネジメント指針（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）

Ⅱ 授業科目・教育課程の編成・実施

・同時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難となる。学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とするとともに、その学びを偏らせたり、逆に散漫なものとしたりしないためには、必修科目を適切に設定するとともに、学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めることが求められる。そのため、資格・免許等の取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除き、細分化された授業科目の統合や、学事暦の柔軟な運用による授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。